

危険物製造所等廃止届出書

1 内 容

危険物施設の用途を廃止したときに使用します。

【根拠条文 法第12条の6】

2 手続き

- (1) 届出書1部を予防課危険物係に提出し、書類審査を受けます。(控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。)
- (2) 支障ないと認められると受理されます。

【関係条文 市危則第13条】

3 提出時期

用途を廃止したとき遅滞なく届け出ます。

4 添付資料等

- (1) 許可書（設置許可及び変更許可のすべて）
- (2) 完成検査済証（許可書及び変更許可のすべて）
- (3) 顛末書（(1)から(2)の全部又は一部を紛失した場合）
- (4) タンク検査済証は不要であれば併せて返却します。

5 その他

- (1) 「廃止年月日」欄は、廃止した日を記入してください。
- (2) 危険物の貯蔵又は取り扱い量の減少により廃止する場合で、引き続き少量危険物施設として使用するときは、この届出書と同時に「少量危険物貯蔵、取扱い届出書」を提出します。
- (3) 施設を廃止する工事に伴い、残存する危険物を抜き取る作業を行うときには、災害を防止するために必要な手続き又は方法について、事前に予防課危険物係でアドバイスを受けます。

なお、危険物施設の廃止に伴う解体・撤去工事等における事故発生の状況に鑑み、平成17年4月1日より、危険物製造所廃止届出書に「残存危険物の処理」の欄が追加されました。「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とする等の処理の方法について記入してください。

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

危政令 → 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則 → 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則 → 新城市危険物規制規則（平成17年規則第178号）